

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和3年6月2日 10:00 閉会 令和3年6月2日 11:21
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和3年第5回埴町議会定例会の運営について 第2 その他
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和3年第5回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (総務課長が資料に基づき議案の説明する)</p> <p>委員長：提出議案について、質疑はあるか。</p> <p>副委員長：①押印廃止関係だが、他にもあると思われるためまとめて提案すればよいのではないか。②提案の仕方だが「条例の一部を改正する条例の制定」は分かりづらい。自治法などで決まっているのか。③法人経営状況だが、出資している法人は他にもあると思うがどうなのか。</p> <p>総務課長：①一括してできればよいが、内容等に応じて一括とはいかないのが実状。②国・県・他自治体も同様に行っているので理解願う。③出資している法人は他にもあるが、議会に報告するのは2つである。</p> <p>下重委員：固定資産税の不服申立てについて、件数多いのか。また、評価額は上がっているか下がっているか。</p> <p>総務課長：一昨年に1件。3年に1回評価額の見直しあるが下落傾向である。</p> <p>青砥委員：宣誓書の押印だが、契約書的なものだと思うがどうなのか。</p> <p>総務課長：自筆での署名で押印は不要となる。デジタル化への国の流れである。</p> <p>七宮委員：署名・捺印を不要にすると何が変わるのか。</p> <p>総務課長：印刷されている記名の場合は捺印。自筆の場合は署名のみ。</p> <p>委員長：法人経営報告だが、道の駅はなわや天領の郷は？</p> <p>総務課長：所管事務はあるが、議会での報告はしていない。</p> <p>青砥委員：補助金の基準点をつくる必要あると思う。</p> <p>委員長：9月監査報告あると思う。</p> <p>委員長：質疑がないので、総務課長説明は終わる。</p> <p>(総務課長退室)</p>

(2) 議員発議について

委員長：事務局長へ説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明する)

委員長：提出者は全協の中で議運で決定ということだったので議運委員長、賛成者は各委員長でよいか。

(賛成の声あり)

副委員長：産前産後の日数について、町職員の規定とは差があるのか。

事務局長：確認しておく。

(3) 一般質問について

事務局長：期限までに9名から通告があった。一覧表に取りまとめたので読み上げて説明するが、原本写しを添付したので見比べてほしい。

(以下通告順に事務局長が資料に基づき説明する)

委員長：通告内容に問題・意見あるか。

副委員長：私の質問、大項目だが「～を伺う」→「～を問う」に修正願う。通告書のとおりとしてほしい。「古い消火器」→「使用期限を過ぎた」に修正願う。

七宮委員：鈴木（元）議員の一般企業への質問はどうか。

委員長：出資はしているが一般企業である。町に深い関わりがある。

副委員長：前に「町が出資している」と追加すればよいのでは。考え方として。

委員長：副委員長の意見のとおりとする。

割貝議長：議場で細かな部分に踏み込んだ質問の場合は止めることになる。

委員長：町との関わりを質問することは問題ないと思う。

事務局長：経営等についての質問はできない。県議長会に確認している。

委員長：議長判断に任せ、質問の内容はこれで良しとする。

副委員長：「笹原小学校」→「町内小学校」としては。

委員長：副委員長の意見のとおりとする。

副委員長：同じような内容の質問があるが協議は？

委員長：違う観点からの質問なのでそのまま。

七宮委員：人・農地プランとは、どこの事業なのか。

委員長：国である。それに町が取り組んでいる。

(その他協議し若干の修正有)

下重委員：議員が提出する通告書だが、議長宛という記載は必要であるので、記載がない方はお願いしたい。

委員長：その他なければ一般質問についてはこれで終わる。

(4) 請願・陳情等について

委員長：事務局に説明させる。

(事務局長が陳情書・請願について受理なしを説明。)

(5) 諸般の報告について

事務局長：退任報告（議長）行う。総務及び経済常任委員長から実施した所管事務調査報告を口頭で受けることとする。広域圏組合臨時会結果報告はタブレットとする。

委員長：説明内容のとおりとする。

(6)会期・日程（案）及び会期中の委員会について

（事務局長が資料に基づき本会議や各種委員会に関して説明する）

委員長：特に質疑がないようなので、提案のとおり会期を決定したい。

(7)その他

委員長：その他何かあるか。定例会期中の傍聴者受け入れはどのように対応するか。

事務局長：非常事態宣言が5月末で切れたことにより協議願う。

委員長：傍聴可としたいがどうか。

副委員長：検温、換気等新しい生活様式に基づき行えばよい。

委員長：そのように対応としたい。その他あるか。

副議長：議場で説明求める際だが、壇上において発言求める場合（例）「町長」「課長」ではなく「町長 宮田秀利君」「〇〇課長〇〇〇〇君」など氏名を読み上げた方がよいのではないか。傍聴者も町長・課長だけでは分からない。総務課長に確認してほしい。

事務局長：総務課と協議する。

委員長：その他あるか。

事務局長：デジタル化の県からの通知について説明。

委員長：その他なければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長